

ISOメルマガ(130121)

ISO9001・ISO14001の次期改正状況(2) MSS共通要求事項(1)

ISO9001及びISO14001の次期改正の背景には、ISO/TMBの下にあるJTTCGが、全てのマネジメントシステム規格(MSS)に共通する章の上位構造(HLS)を決定したことにあります。

TMB: Technical Management Board(技術管理評議会)

JTTCG: Joint Technical Co-ordination Group(合同技術調整グループ)

MSS: Management System Standard(マネジメントシステム規格)

HLS: High Level Structure(ハイレベルストラクチャー)

このJTTCGの役割は、ISO9001及びISO14001の発行以来多くのマネジメントシステム規格(MSS)が発行された結果、個別のMSSによって方法論やモデルが異なること、同一の用語に対して異なった定義がされていること等の結果となり、これら規格のユーザーが混乱し、複数のMSSの組織への適用が困難になってきていることへの対応として、ISO MSSの整合性向上を図ることにあります。

従って、この結果作成されたHLSは、各MSSに対して次のような原則の適用を求めています。

- ① 共通構造の採用は原則として強制、且つ変更不可
- ② 章番号の変更不可
- ③ 共通構造に下位条項を追加することは可能
- ④ 共通テキストの変更・削減は不可
- ⑤ テキストの追加は可能であるが、HLSの規格内容に矛盾する内容は不可。

この結果、ISO9001及びISO14001を始めとするマネジメントシステム規格は、次期改正から各マネジメントシステム規格の章構造が同一になります。

このHLSの内容については、先回のISOメールマガジン(130107)で紹介したJRCAのHPに掲載されていますが、概要は次頁に掲載しました。

この章立てを見ると次のようなことが伺われます。

- ① マネジメントシステム規格に網羅すべき項目はすべて網羅されている。
これまでのISO9001、ISO14001要求事項は、いずれかの箇条に対応させることができる。
- ② MSSに対し、各マネジメントシステム規格(9001、14001等)に必要な要求事項は、主に「8運用」の中に規定されることになる。その他のところにも、分野ごとどうしても追加したいものがあれば、個別に検討される。
- ③ 箇条4.1、4.2、5.1、6.1は、新たな概念が導入されている。

従って、改正される次期ISO9001又はISO14001は、マネジメントシステムの共通要素に、それぞれ、QMS又はEMS固有の要求事項を加えたものになります。

HLS(「MSS 共通要求事項」)の章立ては次のようになっています。

MSS 共通要求事項	
序文	
1. 適用範囲	
2. 引用規格	
3. 用語及び定義	
4. 組織の状況	
4.1 組織及びその状況の理解	
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	
4.3 XXX マネジメントシステムの適用範囲の決定	
4.4 XXX マネジメントシステム	
5. リーダーシップ	
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	
5.2 方針	
5.3 組織の役割, 責任及び権限	
6. 計画	
6.1 リスク及び機会への取り組み	
6.2 XXX 目的及びそれを達成するための計画策定	
7. 支援	
7.1 資源	
7.2 力量	
7.3 認識	
7.4 コミュニケーション	
7.5 文書化された情報	
7.5.1 一般	
7.5.2 作成及び更新	
7.5.3 文書化された情報の管理	
8. 運用	
8.1 運用の計画及び管理	
9. パフォーマンス評価	
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	
9.2 内部監査	
9.3 マネジメントレビュー	
10. 改善	
10.1 不適合及び是正措置	
10.2 継続的改善	

なお、ISO9001に関連するTC176/SC2 対応国内委員会は、今回の改正のポイントをMSS導入に関連して次の5つにあると言っています。

1. どのMSSにもある普遍的な箇条の文章が共通化された。
2. MSSの構造の統一と用語定義の共通化がなされた。
3. MSSを導入する前提を明確にすることが問われるようになった。
4. 要求事項をビジネスプロセスに統合することが要求されている。
5. リスクの考え方が導入された。

また、ISO14001に関連するTC207/SC1対応国内委員会は、次回改正される規格は、構成が10章構成となるほか、次の事項が新しくなっているとの見解を示しています。

- ① 組織の内部・外部環境の把握の追加(4章)
- ② “intended outcome”の考えの導入。マネジメントシステムを構築運用する組織が、マネジメントシステ

ムの構築運用で“意図する成果”は何かを明示することを規定

- ③ リスクの概念の導入。ISO 31000 に規定するリスクの概念をベースに中核の定義を規定
ただし、マネジメントシステムごとに分野固有のリスク(例えば、環境リスク)を定めることも可能
- ④ 予防処置(preventive action)の用語の削除。概念としての予防処置を新たに計画段階等にも入れ込んでいる。
- ⑤ 文書(documentation)・記録(record)の用語を、“文書化された情報(documented information)”という用語へ変更。これは、欧米各国からの提案、及び文書・記録管理に関する国際標準化を行っているISO/TC46による賛同もあり、これまで使用された文書化(documentation)及び記録(record)を“文書化された情報(documented information)”に変更

これらについては、次号以後で順次触れてみたいと思います。